

# マイナンバー通信 No.8

## 教えて？マイナちゃん！



自治会説明会での主な質問について  
教えてマイナちゃん！



今月も皆さんの疑問・質問にお答えします！

**Q** 代理人による個人番号カードの受領手続き、どうすればいいの？

**A** 個人番号カードの交付は、原則交付申請者本人に行いますが、代理人（この場合法定代理人は除きます）が交付申請者の個人番号カードの交付を受けるときは、交付申請者の出頭が困難であること、代理人の代理権の存在、代理人が本人であること及び交付申請者が本人であることの確認をさせていただきます。これらの確認がとれれば、代理人でも受領することが出来ます。

**Q** インターネット等でランダムに12桁の番号を検索されたりしても、個人情報等は大丈夫なの？

**A** 個人番号を利用する場合は、本人確認が必要になりますので、番号だけでは個人情報が漏えいすることはありません。

**Q** 市民カード、印鑑登録証はどうなるの？

**A** 現段階では、個人番号カードを使っている自動交付機による証明書や印鑑証明書等の発行はできないので、当分の間は市民カード、印鑑登録証はそのまま使用することができます。

**Q** 自分の番号がわからなくなった場合の確認方法は？

**A** 個人番号付きの住民票を取得することにより確認できます。

**Q** 紛失した場合の機能停止はどうすればいいの？

**A** コールセンターに連絡していただければ機能停止します。

**Q** 個人番号の「分散管理」、「罰則」などは理解するが、年金問題のように、行政側の原因で通知カードの個人番号が第三者に知られたことにより損害を受けた場合、誰がその補償をしてくれるの？

**A** 補償するのが誰になるのか、どこの機関になるのかは、情報漏えい等の事案によって異なることから明確にすることはできませんが、マイナンバー制度導入に当たっての国・地方公共団体の責務を明らかにするために、マイナンバー法第4条及び第5条に、国・地方公共団体は、マイナンバー法の基本理念にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取り扱いの適性を確保するために必要な措置を講ずるものとされています。番号法に従い、適切な処理を行っています。

### 公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う失効者の方へ

住民基本台帳カードについては、平成27年12月末をもって交付が終了し、平成28年1月から個人番号カードの交付及び公的個人認証サービスの電子証明書の発行が開始されます。関連して、公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴い失効する利用者の方は、個人番号カードの交付を受けることによりサービスを継続することができます。有効期間のある方についても、個人番号カードの交付を受けることにより、住民基本台帳カードは失効となります。ご不明な点は、志布志市役所市民環境課市民係におたずねになるか、総務省ホームページをご覧ください。コールセンターへのお問い合わせは☎0570-120-0178です。

入っているものは、マイナンバーに関する大事な書類ですので、なくさないよう大切に保管してください。



送付用封筒（おもて面）イメージ

住民票の住所地に簡易書留で、マイナンバー通知カードが届きます。郵送は、左の封筒で簡易書留で届きます。



②の通知カード等封入イメージ（世帯の人数分が同封されます。）

- ◆封筒に入っているもの
- ①宛名台紙（お問い合わせ先の記載あり）
- ②通知カード+個人番号カード交付申請書兼電子証明発行申請書+音声コード台紙
- ※世帯の人数分（最大8人分まで）が入っています。
- ③説明用パンフレット（8ページ3つ折り）
- ④個人番号カード申請書の返信用封筒

切り取って『通知カード』として使用します

『個人番号カード交付申請書』として使用します（記載されている氏名、住所等に誤りや引越などによる変更がある場合は使用できませんので市役所にご連絡ください。）



おもて面

うら面

◆郵送される通知カード等

マイナンバーは生涯にわたって使うものです。絶対に捨てないでください

※マイナンバー制度に関する不審な問い合わせにご注意ください！

■問い合わせ先：総務課 行政改革推進係 ☎474-1111（内線232）